

# 令和 6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：北本市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7 %
全職員	61.7 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.9 %
本庁課長相当職	98.7 %
本庁課長補佐相当職	98.7 %
本庁係長相当職	102 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106.2 %
31～35年	88.8 %
26～30年	90.8 %
21～25年	87.9 %
16～20年	80.9 %
11～15年	84.8 %
6～10年	87.1 %
1～5年	81.6 %

### 【説明欄】

- ・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数を換算している。
- ・給与水準の高い課長相当職以上に男性が多いことにより、全職員の男女間給与差異が大きくなっている。
- ・扶養手当や住居手当を受け取っている職員に男性が多い。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。